

援関係者、福祉施設職員、精神障害医療関係者、行刑施設職員、相談事業所、依存症当事者団体関係者等の刑事司法と更生保護の関係者の集まりになっている。隔月例会で多様な分野の関係者による学習会・懇談会を開催し、情報と連携の交流の場、更生保護ネットワークのインフォーマル組織になっている。幅広い横断的な分野の現場実践の情報の共有や連携について認識と関係性を深めている。

(エ) ホームレス支援組織による刑余者支援の拡大

ホームレス支援北海道ネットワークの中心をなし脱路上を実践推進するネットワークの最大組織である合同会社なんもさサポート（代表中塚忠康）は、ホームレス支援における居住支援から開始し、元ホームレスの就労支援の場として食堂、居酒屋を運営している。NPO法人自立支援事業所ベトサダは、なんもさサポートの非営利部門をNPO法人化し、生活荘ベトサダ入所者に対する生活支援業、就職活動支援、医療費支援、リサイクルシヨップ就業訓練を行っている。福祉・各関係役所・施設などと連携をし、福祉・役所では手の及ばない部分を担っている。ホームレス者の居住・就労支援等を通して多くの刑余者の支援が行われている。

e. 考察

1. 北海道地域生活定着支援センターと司法と福祉の連携システムにおける課題

①広域性、多数自治体、多数の行刑施設、他県特別調整等の課題に対する体制整備の必要性。

4 保護観察所管区に増設設置することが必要である。

②運営予算について

(ア) 現行の予算額は、必要な業務を確保することが困難である。実績や地域特性に応じた算定とすること。

(イ) 各センターの業務に適した人材や専門職（福祉士）を確保配置ができる人件費算定の予算とすること

(ウ) 事務所設置等に係わる予算使途費目を適正に設定すること。

③特別調整における依頼協議資料、刑務所面接、ケース会議、利用契約の意思確認に関する共通運営基準の策定

(ア) 依頼協議資料、(イ) 刑務所面接、(ウ) ケース会議、(エ) 出所予定者の施設見学、(オ) 契約等の意思確認等について刑事司法行刑施設、地域生活定着支援センター、市町村、依頼予定福祉施設、その他必要な関係機関・関係者の特別調整及び一般調整に係わる共通運営基準（マニュアル）の策定が必要である。

④地域生活個別支援特別加算の対象等の基準に関する改善について

(ア) 保護観察なしの執行猶予者を地域生活個別支援特別加算対象者に加えること。

(イ) 通所支援や相談事業の障害福祉サービス事業を対象とすること。

(ウ) 障害者福祉分野以外の救護施設関係、高齢者福祉施設・地域包括支援センターへの拡大を図ること。

⑤特別調整から漏れる対象者の対応及び福祉的支援を要する対象者の支援のあり方について

(ア) 特別調整基準の見直しが必要である。実社会に適應できる能力評価が必要である。

(イ) 介護認定されない高齢者の日中活動等の支援に関する対応について、対策が必要である。

(ウ) 保証人・身元引受人に関する各種の対策の拡充と地域で利用可能な条件の整備が必要である。

2. デンマークにおける触法知的障害者の支援に関する調査研究報告

平成23年度第3次デンマーク調査報告第3報である。本年はデンマーク触法知的障害者保護施設における支援内容とその裏付けとなる制度・運営基準等の詳細を調査した。

現地調査研究者はデンマーク調査協力者日欧文化交流学院院長錢本隆行氏の調査レポートである。また、北海道では毎年、本研究グループの研究セミナーにおいて、触法知的障害者に詳しいデンマーク医師、市福祉部幹部、保護施設関係者とともに講師として報告を行って頂いた。

これらの報告を基に本研究グループは、デンマークをモデルに日本の知的障害者施設における保護処分について検討を行う。（担当研究協力者：佐々木明員、現地調査協力者 錢本隆行）

a. 触法知的障害者の5区分保護観察処分施設の概要と支援内容

1) 触法知的障害者の保護施設の性格

・ 目的：再2犯を予防し、かつ社会で再び生活を送ることができるようにすること。

・ 対象者：犯罪を行い、裁判所で審判の対象となった知的障害者。

・ 支援内容：生活・就労支援、日中のアクティビティ、指導または治療

・ 職員：主にペダゴグとペダゴグ補助。医師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士等は通常は常勤ではなく、非常勤であり、必要に応じて来る。

※ ペダゴグ：障害者を支援するための資格。ペダゴグ補助は資格は問われない。

・ 性犯罪の再犯防止指導については、性指導員などの専門職員があたる。

・ 触法知的障害者保護施設の制度とシステムおよび実態

・ 行った者が、知的障害を抱えていると認定されれ

ば、刑事処分は課されず、犯罪内容や障害の程度などによって以下の5つのタイプに分類される。
Type1のコフォスミネ以外は、触法者だけを対象と

した専門の保護施設は存在しない。Type2~5では、一般の知的障害者が生活している施設やグループホームで生活するのが普通。

Type1	相当程度の知的障害を持つ者のための閉鎖型保護施設への収監	他人へ危害を加える危険性が明白な者が対象。国内で唯一の閉鎖型保護施設「コフォスミネ」への収監
Type2	相当程度の知的障害を持つ者のための一般保護施設への収監。経過によってKommuneの判断で閉鎖型保護施設への収監の可能性。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設への収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な罪を犯した者が対象。常時監視が必要で新しい犯罪を行う危険性が出れば、司法の判断を待たずに、Kommuneが閉鎖型保護施設「コフォスミネ」への収監を決定できる。
Type3	相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監。	職員が24時間勤務している知的障害者の入居施設での収監。放火や強盗、強姦などの他人に危険な犯罪を行い、常時監視が必要な者が対象。
Type4	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。経過によって、相当程度の知的障害を持つ者のための保護施設への収監の可能性。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。経過によって、Kommuneは司法の判断を待たず、保護施設へ収監を決定できる。
Type5	Kommuneの観察の下で、Kommuneが定める生活や仕事を行う。	更生のための支援（生活支援や依存症治療など）を受けながら、Kommuneの観察の下で自宅（入居施設やグループホームも含む）で生活。

「SIGTEDE OG DOMFÆLDTE UDVIKLINGSHMMEDE UNDER KOMMUNALT TILSYN」

En håndbog om lovregler og pædagogiske udfordringer (2010改訂版, NDU)より

保護施設は、10人以上の規模で触法知的障害者が暮らす施設は国内に7か所。そのほか、一般住宅やグループホームの形態を取る場所も含めれば、全国で20か所程度存在する。多くが、Regionによる運営。

※デンマークの行政組織は、Stat（ステート、国）、Region（レギオン、都道府県に相当）、Kommune（コミュニン、市町村に相当）。

「コフォスミネ」

デンマーク南東部のLolland市に位置する、国内唯一の触法知的障害者のための閉鎖型保護施設。レギオン・シェランが運営する。Type1、2に属する者がほとんど。現在閉鎖棟の定員は32人。2012年1月から定員は5人増。そのほかに、敷地内や街中にあるアパートでサポートを受けながら暮らす開放型の定員が18人。施設内に作業所などもあり、職員数は約250人。ほぼ半数がペダゴー。

暮らす知的障害者は「住人」と呼ばれ、処分の中で決められた条件以外は、一般市民と同じく、「No」を言える権利を持つ。携帯電話もパソコンでネットも利用することができる。個々人に支援計画が立てられ、作業や教育、就労支援が行われる。

2011年9月時点で、18歳から73歳までが暮らし、女

性は10%未満。主な犯罪の種類は、1.放火、2.性犯罪・ペドフィリア、3.殺人。入居年数は最低5年から永住を含め、平均8年程度。

刑法に基づく処分を受けた結果の入居だが、同施設での生活にかかる費用は、一般の障害者と同じく、受給している年金または生活保護費から支払う。住人は通常、家賃と食費などで毎月4500kr程度を支払っている。もちろん住人1人にかかる経費はこの額で収まるはずはなく、不足分は、施設があるKommuneではなく、出身Kommune（日本的に言えば住民票を置いているKommune）が負担する。ただし、同施設は国内唯一のため、変則的な予算措置を受けており、閉鎖型については全98Kommuneが住民1人当たりの分担金を拠出している。開放型については、一般の施設と同じく、出身Kommuneがかかる経費の不足分を負担する。

同施設で生活している場合は、もちろん同施設の職員が日々の面倒はみるが、新たな出費が必要な場合や退所に向けた住居や職場探しは、出身Kommuneの障害者の生活をサポートするワーカーが対応する。

Svendborg市のストップヴァンゲン プロジェクト

デンマーク中南部のSvendborg市（人口約58000人）は2011年5月から、触法知的障害者のための独自のプロ

プロジェクトを立ち上げた。一般住宅地にある一軒の民家で、触法知的障害者1人に対して職員5人、10月からは触法知的障害者2人に対して職員8人で24時間サポートしている。現在入居している1人の女性は放火癖があり、Type2に属する。保護観察処分中の住居は、処分の要件を満たすことができれば、施設や住居の如何は問われない。同市が独自のプロジェクトで触法知的障害者を受け入れることとした最大の理由は経済性。コフォスミネでの開放型の住人1人当たりの費用は3400万デンマーククローナ(46000万円)。一方、市が独自で受け入れた場合、費用は1人当たり200万デンマーククローナ(3000万円)とかなり安く押さえられた。日中のアクティビティを近くの市営のデイセンターで行えたり、規模が小さい分、人件費を抑制することができるという。

2) 5区分の保護施設の設置要件や基準

- 犯罪の分類基準、障害状況
コフォスミネだけがType1を受け入れることができる。Type2~5は、それぞれの専門の施設は存在せず、一般知的障害者と同じ施設やグループホーム、アパートに暮らす。
- 支援者・専門職の配置
サポート職員は、障害者支援の専門家であるペダゴギーが望ましいが、特別な資格規定や職員配置の決まりはない。臨床心理士や精神科医、作業療法士なども非常勤であったりする。
- 施設設備
一般の住居と同じで、入居施設でも、理想は65平方メートルでキッチン・トイレ・シャワー付きのアパート。だが、昔からの施設を使い続けている場合は改修がまだの場合、約30平方メートルの間とシャワートイレ付きという部屋もまだしばしばみられる。コフォスミネの閉鎖型を除き、24時間監視が必要な場合でも、錠錠は禁じられている。放火歴・癖がある者を受け入れる場合は、火事防止のため、部屋は耐火用かつ防火アラームは設置されなければならない。
- 刑事司法との連携関係
保護施設での受け入れは、サービス法(福祉)と医療法(医療)、刑法(司法)の間に成り立っている。しかし、司法当局である司法省の犯罪局は、保護観察期間中は最低年2回、住人の状態について報告を受けただけ。現場での支援は、コミュンが責任を負う。住人は、処分に伴う一定の条件以外は、一般の障害者と同じ権利を有し、かつ早期年金(障害者年金に相当)や生活保護から家賃や諸経費を負担しなければならない。
処分期間の短縮や終了、延長については、高検検事が高等裁判所に諮って最終的に決定するが、現実には、滞り施設などの担当職員と出身Kommuneの担当

者の意見がもっとも大切にされる。

- **Kommune**の支援の責任と権限
逮捕されるまで住んでいた出身**Kommune**が責任を持つ。保護観察処分でも同じ。生活に関わる必要経費の本人が支払った残りの負担のほか、退所後の住居、就労、日常生活のサポートも行う。ただし、処分の条件以外については、一般と同じく、本人の自己決定は最大限尊重される。
- ### 3) 5区分ごとの保護施設の触法障害者の実態
- 触法・罪名・犯罪歴の状況、年齢、性別、障害状況(IQ、障害分類)
コフォスミネの閉鎖棟は主にType1,2が暮らす。そのほかの施設は区分によって住む施設が変わることがないため、特別な差は原則ない。
 - 治療、矯正教育等のプログラム
個別の支援計画が組まれる。認知行動療法的(Cognitive)、または教育的な指導を通し、問題行動を起こさないようにすることを目指す。
性犯罪の傾向がある者には、専門教育を受けた性指導員などの職員が教育的指導を行う。
 - 一般の知的障害者への安全確保等
一般の知的障害者への恫喝や暴力などの行為は存在し、そうした危険性がある者へは職員がより注意を払うようにするが、現実には起こりえる。生じたことに対して、処罰、ではなく、指導を行う。懲罰室のようなものはない。ただし、もし他者と共生ができないと判断されれば、別の施設へ移ることもあり得る。
- ### 4) 保護処分期間が過ぎた者の具体的問題状況
- 前提として、処分期間が過ぎれば、**Kommune**が行くべき住居を提供する義務がある。しかし同時に、障害者本人に住居や仕事の選択の自由もある。そのため、保護処分期間が過ぎても、障害者が希望する環境が見つからない場合に、保護施設にそのまま居住し続けるケースもある。ただし、デンマークでは、犯罪歴を理由に、住居への受け入れが地域住民の反対で実現できないということはまずあり得ない。
- 精神鑑定などで処分が決定するまでの拘留期間は平均7か月。拘留期間が長いのは決して好ましくないが、予防拘禁的な意味ではない。デンマークでは、一般の容疑者でも拘留期間が1年に達するのは珍しくはなく、障害者のみが長いわけではない。長い拘留期間について、支援計画が立てづらく、職員側にも対応に戸惑いがあるため常に議論となっているが、人員や職員の休暇等による職員配置の問題解決は容易ではない。良好な労働環境の確保に多大な労力を費やすデンマーク的問題とも言える。

・ 非行知的障害児の保護観察の実態

非行少年は、成人とは一緒に処遇されることはなく、閉鎖型や開放型保護施設が存在する。しかし、非行知的障害児のための、専門の閉鎖型保護施設は存在せず、一般の非行少年と同じ施設で生活するのが普通。もっとも、一般の非行少年と同じ施設での生活には問題が生じる可能性もあるため、内部で分離するなどの動きもある。2010年の法務省の研究では、罪を犯して保護観察処分を受けた知的障害者の5分の1が、15歳から19歳までの間だった。

5) 年齢の基準、処遇の基準、就学について

デンマークの成人年齢は18歳。しかし14から刑法の対象となる。2010年に最低年齢が15歳から一歳引き下げられた。13歳以下は刑法に基づいては罰せられない。

14~17歳までの処分は以下に分かれる。

警告または罰金、
告訴取り下げ①無条件②条件付き③誓約書提出
執行猶予付き判決—社会奉仕—、
青年処—治療判決—、
実刑判決—少年院または閉鎖型保護施設—

※青年処—治療判決—は原則2年間まで。3段階に分かれる。

第1段階 閉鎖棟で2カ月。

第2段階 開放棟で最大12カ月。問題行動矯正のためのプログラムに基づいた生活。

第3段階 退所へ向けて最大10カ月。自立生活支援を目的としたプログラムをもとに生活。

・ 非行少年の処遇体制と指導者の専門性について

非行少年は、以上の処分内容に基づいて、自宅や保護施設、閉鎖型保護施設などで処遇を受ける。施設での職員はペダゴギーが中心。

b. 触法知的障害者の保護観察処分と保護施設に関する法規や条例等

1) 刑法

- ・ 刑法16条「知的障害を起因として自分に対する処分を理解しない者は、原則処罰を受けない」
- ・ Straffeloven (刑法) 68条「犯罪を犯した知的障害者は、さらなる犯罪を犯すことを防ぐため、処罰の代わりに、保護観察処分を受ける可能性がある」
- ・ 最高検通達2007年5番の7条5項「刑法16条に含まれる者に関して使用される保護観察処分」。5区分の保護観察処分について規定
- ・ 社会サービス法108条1項「Kommuneは身体または知的障害者に住居形態での滞在を提供しなければならない」

- ・ 6項「1項に関連して、KommuneまたはRegionは、以下の者の受け入れ義務を有する」
- ・ 精神鑑定中、保護観察処分、起訴猶予や仮釈放中

2) 社会サービス法

- ・ Lov om social service (社会サービス法) 173条「社会サービス法に関わる支出は、Kommuneが最終的に負担する」

- ・ 社会サービス法細則、成人の自己決定権侵害と拘束、ならびに社会サービス法に基づく住居形態での、成人への特別閉鎖型保護観察処分と受け入れ義務について)

16条

1項「外部ドアと窓を常時施錠する区画は社会省が閉鎖型区画として認定しなければならない」

2項「閉鎖型区画は、独立した住居形態か住居と関連した形態であり得る」

3項「閉鎖型区画は、社会サービス法108条6項に該当する者を受け入れ得る」

4項「ローランド・コミュニティは、コフォスミネに閉鎖型区画を設け、触法知的障害者を受け入れる義務がある」

17条「Kommuneは社会サービス法108条に基づいて、同条6項の者に住居形態の滞在を提供しなければならない」

- ・ 社会サービス法細則、全国や一部を網羅する特別サービスへのKommuneの予算措置原則について)

3条「閉鎖型施設のコフォスミネは、すべてのKommuneが人口比に応じて費用を負担する」

成人への住居に関する社会省ガイド95番、2006年12月5日

118項「社会サービス法108条に定める障害者の長期住居について、Kommuneは必要なサービスを提供しなければならない。新たな住居を設ける代わりに、高齢者住宅を活用することもできる」

c. 触法知的障害者保護処分施設に関わる設置運営基準

1) 触法知的障害者保護処分施設の性格と基準

- ・ 触法知的障害者を受け入れる施設は、コフォスミネ以外は法で特別に指定されていない。あくまで社会サービス法108条にもとづくRegionまたはKommuneの施設であり、施設の原則は、知的障害者を受け入れる一般の施設と変わりはない。
- ・ デンマークでは、徹底して地方分権であり、地方自治体に大きな権限が委ねられている。地方自治体の中でも、Regionは医療と高度に専門的な分野(重症心身障害者入居施設など)しか管轄しておらず、Kommuneが福祉、教育などのその他の業務すべて

を管轄している。国→都道府県→市町村、という日本の3段階の行政の流れとは異なり、国→Regionと国→Kommuneの流れで完結する。

- 国は根拠となる法令を1のように定めて、設置や運営内容の詳細は、各Kommuneの裁量であり、国の設置運営基準はない。定員や施設設備は、Kommuneが、予算、自治体施設の運営実績、他自治体施設の情報、職員労働環境を考慮し決定する。「成人への住居に関する社会省ガイド95番、2006年12月5日」により「必要なサービス」を提供するために住宅改造や必要な設備設置、独立簡易アパートの設置もある。
- デンマークにも金持ち自治体と貧乏自治体は存在するが、特別に手がかかる住人を受け入れても、滞在場所の提供義務を有する出身自治体から必要な費用を受け取るため、施設サービスに大きな差が生じない。サービスが著しく異なり、個人の要望が満たされないと苦情申し立て委員会がKommuneやRegionに設置さる。
- 新設や増設の場合、職員と入居予定の家族、建築家が話し合い、Kommuneなどの承認を受けて設計計画が決まる。一般の福祉住宅、介護住宅についての規定や職員が十分に働ける広さを確保するなどの労働環境に関わる規定などを考慮して設計されるが、触法障害者のための特別な規定は存在しない。

従って、問いに対して以下のようになる。

2) 触法知的障害者保護処分施設の設置・運営基準

- 保護観察制度の施設設備や面積：特別な規定はない。一般の障害者の施設と同じ。
- 支援内容の規定：特別な規定はない。刑法68条の再犯防止を念頭に、一般の障害者と同様に、個人ごとの支援計画が立てられる。問題行動の有無によって、触法のもの是一般のものとは異なる面が多い。
- 職員の配置職種と人員配置数の基準：特別な規定はない。障害者を世話するペダゴグであることが望ましいが、規定にあるわけではない。対住人の職員割合規定はなく、ケアが必要な住人が入ればかかる人件費を、出身Kommuneに請求する。
- 事業報酬の算定とコスト：デンマークの保護観察処分施設はすべて公立、本人負担と出身Kommuneの支払い、事業報酬はない。

3) 支援の基準と支援計画

支援計画書は、「ハンネル・プラン」または「インデヴィデュアル・プラン」と呼ばれる。社会サービス法141条に、Kommuneは知的障害者に対して個別の支援計画を立てなければならない、と規定されている。一般と同じく、触法者に対しても同様。最低年一回は更新される。以下法で規定されている内容。

- 支援の目的、目的をかなえるために必要な支援内容、予想される支援期間、支援計画書の内容
- 住居、職業、個人サポート、治療、福祉用具などに関するそのほかの特別な状況
触法者の場合には、さらに最低以下の観点が必要とされる。
- 再犯予防のための長期目標と特定の部分目標、危険性の評価、可能であれば本人との共同作業、
- 最低年1回、又必要性に応じて評価、改訂する。
- 日中活動に関するアクティビティーや企業就労支援の実際について、一般の障害者と同じく、障害程度によって支援内容は個別化する。閉鎖型の場合は内部作業所、アクティビティセンターが併設。開放型では、内部作業所や外部知的障害者作業所へ通う。“通勤”“帰宅”時に職員の同行もある。授産やアクティビティーの内容は一般障害者と違いはない。マンツーマンもあるが一般の障害者と同じである。暴力などの可能性を持つ場合は、内部活動となる。
企業就労は一般的ではないが、状態がよくなり、企業での就労が将来の自立にも望ましいと判断されれば、可能性はある。Botilbudet Grønnebakでは現在、住人1人が一般の企業に日中働きに出ている。

4) 触法知的障害者の利用料

触法知的障害者も一般の知的障害者同様、家賃や食費は自分で支払う。収入に応じた費用負担のため、最終的に2、3千kr位のお小遣いが残る。本人負担で不足すると、出身Kommuneが負担する。

性犯罪に関する専門職の資格と養成課程及びプログラムの理論と技術の内容・方法等性犯罪者だけを対象とした専門職は存在しない。しかし、性指導を専門とする

「セクシュアル・ヴァイリーダー＝「性指導員」」民間認定制度がある。デンマークでは1973年に性指導私的講習が開催され、社会省は1989年、「性指導に関するガイド」を公表した。セクシュアル・ヴァイリーダーウッダンネルセ＝「性指導員教育」は公認資格ではないが、多くが講習を受講する。

セクシュアル・ヴァイリーダの受講をしていないが、他の「性指導」短期講習を受けた者が、施設内で「性指導員」を名乗ることは可能。ときに少々混乱がみられる。保護観察施設や刑務所職員では、教育受講者の配置規定はないが、セクシュアル・ヴァイリーダ教育受講者がいる。性指導の職員指導も行う職務を負う。

実際の性指導については、特別なメソッドを使ったプログラムや特別なカリキュラムを設けることはないという。Pou Erik Hansen 所長は「プログラムというアメリカ的な手法はデンマークでは一般的ではない」という。住人たちは知的障害を持っており、認知行動療法的手法も理解しづらい者もいる。そのため、主に、「聞く」「観察」「対話」を日常の生活の中で繰り返す。

返す。居間に裸で来た場合などの機会をとらえ、「他人が嫌がること」「公共のマナー」といった指導を行い、性指導の教材を利用したりするという。

・セクシュアル・ヴァイリーダーウッドネルセ
対象者：医療・障害福祉・教育関係者（ペダゴギー、教師、臨床心理士、看護師、理学・作業療法士、介護関係者、ソーシャルワーカーなど）
受講資格：3年間の実務経験
期間：1年半程度。各単位で泊まり込みの合宿形式で、集中的に講習を受ける。

d. 各施設の詳細

1) 「コフォスミネ (コフォスミネ)」触法知的障害者のための閉鎖型と開放型施設

運営自治体：レギオン・シェラン

対象者：触法または特別な支援を必要とする知的障害者。
定員55人

住居：閉鎖棟は7か所に分かれる。定員37人。トイレ・シャワー付の個室。

開放棟は、街中のアパート（1人暮らしや共同暮らし）も含め、9か所に分かれる。定員18人。

トイレ・シャワー付個室2間のアパート。閉鎖棟から社会へ戻るステップとして使われる。

設備：専用の作業所、日中活動としてのアクティヴィティーセンター、主に個人授業となる学校付設

職員：約250人。そのうち、ペダゴギー約100人、作業やアクティヴィティーの専門家約25人、無資格の補助職員約100人、管理・事務職約25人。

年間予算：1億1135万kr（約15億円）

利用料：閉鎖棟 Kommune からの人口割りによる徴収金で賄われる。

開放棟 1日あたり6683kr約9万円、街中のアパート 同3388kr約4万5千円又は5914kr約8万円※2か所、各々額が異なる作業所・学校同1043kr約1万4千円

本人負担：家賃（部屋面積と収入で異なる）1393krから3545kr約1万9千円から約4万8千円

：食費 毎月2160kr（約2万9千円）、光熱費 部屋の面積によって異なる

2) 「ボーチルブッデ グロンネベック」

触法知的障害者を主とする開放型施設

運営自治体：レギオン・シュデンマーク

対象者：触法または特別な支援を必要とする知的障害者24人

住居：3つの“家”に分かれる。

1 コンパスローセン

定員9人。全員触法者各35㎡の2室トイレ・シャワー付のアパート。職員18人夜勤2人。

2. フールマイゴー

定員11人うち5人触法者。各74-81㎡の2室トイレ・シャワー付のアパート。

職員1夜勤1人。

3. エングバイ

定員4人。退所へ向けた最終段階。各54㎡の2室トイレ・シャワー付アパート。

職員4人。夜勤なし。

設備：1988年に開設。最初はコンパスローセンだけだったが、その後、周辺に

2か所を増設。コンパスローセンとフールマイゴーに専用の作業所併設。

職員：常勤33人（そのうちペダゴギー30人）、非常勤20人。

年間予算：2433万kr（約3億3千万円）

利用料：コンパスローセンとフールマイゴー 1日あたり2168kr約3万円

エングバイ 同1445kr（約2万円）内部作業所同526kr約7千円

本人負担：毎月家賃（収入と面積によって異なる）3-5kk約4万円-6万7千円

同交通費（医者、余暇などすべての移動に使われるバス代等）984kr約1万3500円

同食費 1581kr約2万1千円

3) 「Stubbevungen」触法知的障害者2人の住居

運営自治体：スヴェンボー・コミュニケーション

住居：平屋建て一般民家。建物面積約300㎡、1人に寝室、居間、トイレ・シャワー、キッチン付き。

設備：1人に対して、寝室、居間、キッチン、食堂、トイレ・シャワー。職員の事務室、共用の間。

支援内容：24時間職員がそばにいる。

職員：8人

予算：年間約400万kr（約5500万円）

利用料：年間約200万kr（約2200万円）

※ただし、住人2人はこのKommune 出身者であり、Kommune 内で収支が完結しているため、明確に区分するのは難しい、とのこと。

本人負担：問い合わせ後返答なし。ただし、1.と2.に準じるものと思われる。

5.考察と提言

小林グループは、知的障害者施設における触法障害者支援のあり方を調査研究してきた。

その一つとしてデンマークにおける触法知的障害者保護処分制度について、3年間にわたり現地調査研究協力者及びデンマークの関係者の協力により行ってきた。今回、3年間のまとめとして、触法知的障害者支援のあり

方について、デンマークをモデルとした、次の制度的提言を行う。

D. 考察

1. モデル的な支援施設及び地域支援システムに関する調査報告

a. モデル的福祉施設の支援の特徴について

①モデル的施設の類型

福祉施設における触法知的障害者支援に関係する多数支援モデルや専門性支援機能を有した専門特化型モデル等々の支援施設を分類類型化する。分類によって、施設の地域における支援対象者や役割機能、支援内容、地域の資源状況や刑事司法や福祉の連携体制、地方自治体の施策などを総合し、支援施設の特徴・特性別に先進的・モデル的タイプを見いだし、地域における支援と支援システムの参考モデルとする。

(ア)福祉施設基本機能支援型：ふる里学舎、ふじみ園等施設利用ニーズに応える基本機能に徹し、地域の支援課題として触法障害者支援を着実に実施する地域自立支援施設の基本モデルである。軽中度知的障害者等への福祉的支援におけるミスマッチ対策のモデルでもある。

(イ)生涯支援型：高知光の村福祉施設基本機能支援型の総合的生涯支援のタイプである。児童の教育・福祉、就労・地域生活・結婚生活等にわたり寄り添い、地域における総合的な生涯支援を行っている施設。自立後の地域におけるの再犯の対策において重要な、生涯自立支援モデルである。

(ウ)特化型モデル的センターの施設：大阪府立砂川厚生福祉センター社会的関係障がい者支援施設つばさ社会的関係障がい者支援の専門特化施設、府の政策的事業であるセンター的・モデル的支援機能施設、都道府県における成人版障害者自立支援施設モデルといえる。

(エ)事業機能付与圏域モデル施設：兵庫県における10圏域設定に配置された受入協力事業所指定事により機能付与された施設。圏域において確実に受入を推進する圏域機能として整備される受入推進モデル施設である。兵庫県知的障害者福祉協会検討会を経た、全県整備の民活圏域システム政策における支援施設モデルである。

(オ)全施設事業参加型システムモデル：香川県知的障害者福祉協会受入協定による全施設事業参加型モデル。施設協会方針による全員参加とする県団体一体受入システムモデルである。受入の完全実施を確保する円滑化地域システムモデルである。施設数が少ない県において効果的に機能するモデルである。圏域支援施設モデルである。

(カ)埼玉県4圏域地域定着支援センターブランチシステ

ムと圏域受託支援施設の多機能モデル施設埼玉県における4圏域地域定着支援センターブランチシステムは、埼玉県発達障害福祉協会において触法知的障害者の支援に取り組んできた圏域毎の会員施設により構成されている。したがって地域定着支援センターブランチであるとともに、支援施設あり、2重機能を有している。4圏域ブランチシステムは、受入支援のサイドから評価すると、調整と支援の2重機能の一体的整備である。4地域定着支援センターの受託者が支援事業者であり、協会会員施設であることによる圏域担当調整機能の一体性は効果的である。ブランチシステムは機能性の高い施設配置による全県システム整備具体化方策である。実質的に多機能モデル施設として行政評価ができる。

(キ)児童自立施設（参考：国立武蔵野学院）歴史ある非行児童専門の児童福祉施設から学び、今後の支援制度や支援のあり方を検討するために、福祉施設支援制度のモデルとして提示する。

②排除しない、断らないの原則による応諾拒否はしないの態度が堅持され、実行されている。ソーシャルインクルージョンの福祉実践であり、福祉的支援による更生保護、司法福祉の実践である。

③関係者全体で利用の意思確認を行うことが司法と福祉の連結の要である。

刑務所面会等の制限が多い状況において、可能な方法を駆使し関係者全体で利用の意思確認を行っている。

本人の自己決定による納得の利用契約を確保し、不本意やミスマッチングによる拒否、再犯を防止している。刑務所面会を通して安心感と信頼関係を築いている（2回は確保している）。

面会・説明・話し合い、施設見学・明確な意志確認のプロセスを関係者の協業チームアプローチで行っている。

面会による基本的なアセスメントを行い、紙面情報とは違う情報を得る。（本人の希望、福祉的支援の基本的理解等）。施設職員の面会情報等による検討は、罪名・犯歴への過剰反応や先入観を防ぎ冷静な判断を導く。

少年院在院少年の体験見学や補導委託措置による体験的理解と意思確認を図っている。

司法と福祉の関係者による情報共有によるケース協議をきちんと行っている。

これらは特別調整における共通運営基準として一般化することが必要である。

④福祉施設職員の支援に関する不安への対応福祉施設職員の疑問や慮、支援技術の未熟による不安等を解決し支援技術の向上を計画的に進めている。

大阪府社会的関係障がい支援施設つばさは専門的プログラムの実施開発、養成セミナー等の開催、支援施設へのプログラムや支援のコンサルテーションの実施、マニ

ユアルの発刊など行っている。

⑤地域ネットワーク組織による触法者支援ネットワーク学習会等のインフォーマルな学習交流が機能している。

この場合は、全分野・全職種の触法者支援に関する情報交流と学習の場となっている。

⑥司法・福祉関係者の協働のチームアプローチと障壁の解決

依頼と受入の調整は、地域定着支援センターの依頼調整のみではなく、援護の実施者である市町村の福祉的支援における主体的責任などを明確にして進めている（住民登録、障害者手帳、障害者福祉サービス、生活保護、入通院、障害基礎年金等の手続き、支援計画作成、関係者の連携協力体制の確認）。依頼による丸投げの取り組みや責任回避の不関与は地域支援体制の妨げになる。

⑦短期入所による体験入所の実施によって、最終意思確認と利用契約を行う。

短期入所による体験入所の実施をとおして福祉サービス利用の理解、希望する生活と就労・活動の確認、利用契約と支援計画の作成。

⑧支援技術の向上と職員研修の計画的実施

実地及び理論の研修、医師・専門的指導者等の嘱託委嘱による関係者カンファレンスの実施や相談・助言・指導体制の確保、支援やリスクマネジメントに関するマニュアルの整備と研修、定期的な支援会議が開催されている。地域定着支援センターも触法高齢者・障害者支援に関する助言やセミナー開催の役割がある。

⑨当事者の意思の尊重と希望と自己実現の支援

虚勢を張らなくても良い受容的關係と本人の良さと自己肯定感（自信）を引き出す支援によって、自己の有効性による励みと所属意識や対人関係の協調性が醸成される。一生懸命働けば正当な評価と対価がある。正当な手段や行動による成果の喜びが理解され、安定した生活態度が形成される。こうした自信・希望や信頼関係の安らぎの場が福祉的支援の場であることが理解され、地域社会での生活に適応し自立する力をつけていく。支援は説教ではなく、自らの良き行動体験が安心の人間関係を豊かに体得していくかわりを志向している。

⑩支援の場の選択可能性と目的の明確化

受刑する知的障害者や発達障害者は、満期出所が半年になる頃、にわかに障害者であるから福祉施設に行くように説明されても理解と納得は難しい。その結果、刑務所内での調整が困難である、退所の談判や失踪、再犯が起きている。彼らが納得する福祉的支援を継続するためには、本人の選択可能な支援や目的が明確な支援等が必要である。不本意の利用は多くは困難が伴う。

b. モデル的支援施設及び地域システムに関する考察（提言）

1) 触法障害者支援施設推進事業として、モデル的实践施設やモデル的福祉施設配置の圏域システム等を各県に指定し、福祉施設支援の円滑な推進を図ることが必要性である。

2) 刑事司法と福祉のモデル的な連携地域システムについて、法務省・厚労省のモデル事業として各県に指定し、支援体制整備を推進することが必要性である。

3) 少年院に入院している知的障害少年の福祉施設における補導委託や保護観察処分による司法と福祉の効果的連携を推進し、司法・福祉の協働した自立支援によって自立と再犯防止を図ることが必要性である。

4) 刑務所に懲役している触法知的障害者へ福祉施設における保護観察等の司法と福祉の効果的連携を推進し、司法・福祉の協働した自立支援によって自立と再犯防止を図ることが必要性である。

5) 地域障害者自立支援協議会等の運営において、更生保護に関する相談支援に関するシステム事業を位置づけ、システムの構築と運営を適正に行うことが必要性である。

6) 触法知的障害者の刑事司法のあり方全般について、障害特性に配慮し福祉的支援による社会内処遇の仕組みを検討することが必要である。

2. デンマークにおける触法知的障害者の支援に関する調査研究報告についての考察

a. 考察

デンマークの触法障害者保護処分施設に関する障害特性に基づく支援の有効性と日本への適応の可能性

①知的障害の障害特性適した制度であり、刑事司法の全過程で配慮が行われている。

②5区分の保護処分施設（知的障害者施設）は社会内分類処遇により自立支援の効果が期待できる。

③司法と福祉の一体化した地域連携体制であり、リスク管理が行われている。

④専門職関係者の参加が適切に行われている。

⑤コンミュンが責任をもちコンミュンケースワーカーの個別担当制や後見人の指名配置等が行われている。

⑥再犯防止のセフティネットである早期年金の所得保障による生活の安定が基盤にある。

⑦処分における権利平等とノーマライゼーションが貫徹されている。

⑧日本における適応の可能性は、現行の保護観察処分による知的障害者支援障害者施設で可能であると考えられる。

b. 提言

触法障害者保護処分施設に関する保護処分施設等の検討と施策への提言

①触法知的障害者の刑務所における矯正から知的障害者が主たる援施設において、障害特性に配慮した保護観察保護処分による自立支援の検討を提案する。

②裁による触法知的障害少年等の福祉施設における試験観察や補導委託措置等について、司法と福祉の連携を強化することが必要である。

③刑事司法のプロセスにおいて、司法関係者が知的障害者、発達障害者等の障害の理解と対応・支援について、正しい理解と適切な実務上の対応が行われるよう取り組みを具体化することが必要である。

④触法障害者支援の実績を有するモデル的触法障害者支援施設を県単位で指定し、モデル的・センター的な機能を付与し、触法知的障害者支援の普及と質的な向上を図ることが必要である。

支援プログラム実施と開発、触法障害者支援関係施設等への相談支援や情報提供、技術援助と関係者実務研修等の人材養成等の公的事業が早急に必要である。

E. 結論

以上の研究成果を踏まえ以下の通り政策提言を行った。

平成23年度研究提言

触法者・被疑者となった障害者の支援に関する当面の提言

福祉施設支援における研究グループ 小林繁市

触法障害者支援体制の確立のために、次項の対策を提言する。

1.福祉施設の支援における条件整備について

1)契約制度になじまない保護を要する利用者への措置の適用について

福祉施設における保護や行動監護を要するなどにより契約になじまない触法知的障害者に対して、市町村長による成年後見の実施や措置の適用が必要である。

市町村の高齢者の措置の対処の実態と比較すると極めて低く知的障害者への対応に課題があり、適切な支援が必要である。

2)障害福祉サービス利用に際しての障害認定について、触法知的障害者の社会不適合と生活障害への福祉的支援の必要性から、適切に障害認定の審査が行われる配慮が必要である。

3)触法知的障害者への積極的支援のために、行動監護等のリスクマネジメントと契約破棄等による支援の断絶による再犯防止等の保護的措置として、保護観察付きの特別遵守事項と連携した支援が望ましい場合がある。こうした刑事司法と司法福祉の積極的な連携の強化が必要であり、刑事司法における触法知的障害者への福祉的支援に配慮した理解と連携の醸成が必要である。

4)家裁による触法知的障害少年等の福祉施設における試験観察、補導委託措置等の活用について、地域ケアの地域連携を強化する必要がある。

2.障害者自立支援法における地域生活個別支援特別加算及び基金事業について

1)障害者自立支援法における地域生活個別支援特別加算及び基金事業による受給が極めて制限的であり、支援の実態に対応していない。触法知的障害者支援の実態に見合った受給しやすい制度に見直しを行うこと。

①保護観察なしの執行猶予者を地域生活個別支援特別加算対象者に加えること。

②障害福祉サービス事業の通所支援や相談事業を対象とすること。

③障害者福祉分野以外の救護施設関係、高齢者福祉施設・地域包括支援センターへの拡大を図ること。

2)地域生活定着支援センターの設置について

都道府県一カ所の基準になっているが、取扱件数や地域の広さ等を配慮し、刑事施設や保護観察所の設置数、地域的広域性に見合うように基準を改善する必要がある。

因みに、北海道は2カ所設置しているが、北海道の場合では、10刑務所、4少年院、4鑑別所、4保護観察所があり、東北6県の地理的広さがある。

当面、少なくとも保護観察所毎に設置する必要性がある。

3) 福祉的支援を要する受刑者の特別調整について

1) 刑務所等における面接や施設見学などを受刑中に実施すること

2) その場合、地域生活定着支援センター、保護観察所、援護の実施者である市町村、福祉施設の4者の立ち会いが必要である。

3) 福祉的支援において、短期入所による体験入所を実施し、本入所に至るステップを設け調整すること。

体験により理解と納得に基づきミスマッチングを解消し適正な利用を確保すること。

3. 触法障害者支援に関する研修や触法障害者支援に係るサービス管理責任者等の講習等を実施し、触法障害者の理解と支援プログラムの質的な向上普及を図る推進事業を実施することが重要である。

また、触法障害者支援に関する支援マニュアルや触法障害者支援に関する研修・講習テキストの刊行、支援に関する諸課題に関する調査研究をさらに推進すること。

4. 触法障害者支援に関する実績を有するモデル的触法障害者支援施設を指定し、モデル的・センター的な機能を付与し、触法知的障害者支援の普及と質的な向上を図ることが必要である。

支援プログラム実施と開発、触法障害者支援関係施設等への相談・情報支援、技術援助と関係者実務研修等による人材養成等の公的事業が早急に必要である。

5. 今後における触法知的障害者の刑事司法に関するあり方について、障害特性に配慮し地域社会における福祉的支援と連携した保護観察制度による効果的な保護処分の検討が必要と考える。

先進国デンマークの触法知的障害者保護処分制度等を参考に検討を行うことが必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (H21-障害-一般-001)

「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」

研究分担者：松村真美（社会福祉法人南高愛隣会 常務理事）

要旨：触法・被疑者となった高齢・障がい者については、その特性に応じた再犯に対しての矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にあり、再犯防止の観点から、矯正施設に代わる更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できる仕組み作りを行うことを目的とする。

A. 研究の目的

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをすることこそが人としての幸せだと信じている私たちにとって、罪を犯した障がい者の支援に携わり、生活環境を整え、障がいの特性に応じた援助を行い、彼らの居場所や仲間を見つけ、その人なりの仕事を見い出して安定した生活に変わっていく様は何よりの喜びなのである。

彼らの生きづらさの背景に多く共通して見えてくるものは、守りとしての家庭教育力の劣悪さや義務教育の中で障がい児としての学校教育を受けずに成人したことによる、社会規範学習の欠落、不足がある。

近年、刑事施設を退所した後のセーフティーネットとしての福祉的支援が注目されている。社会福祉法人 南高愛隣会（長崎県雲仙市）では、平成 18 年の厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」での近隣の矯正施設との連携によるモデル的受け入れにはじまり、矯正施設を退所した知的障がい者への支援に取り組んできた。

そうした中で、彼らの問題は矯正施設に入る以前にあり、矯正施設に入る前の出来るだけ早い段階から福祉が関与し、障がい特性に応じた更生支援を実施することで、「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしが 1 日でも早く実現できるようになるのではないかと思いを強くするようになった。

また、福祉の現場においては、実刑には至らないものの犯罪事実が認められる、いわゆる「反社会的行動」は日々直面している問題である。平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、入所型施設を中心とする施設福祉から地域福祉への移行が進む中で、こうした「反社会行動」や「社会的ルールの逸脱」への支援をいかに構築するかは、「ふつう」の場所で

「ふつう」の暮らしを行う上で大きな問題となってくる。

このように、被疑者となって公判中であつたり、犯罪事実が認められたが不起訴処分や起訴猶予処分となった矯正施設の入口段階にあたる「被疑者・被告人」の問題が、福祉サイドからも提起されるようになった。

援護を必要とする触法障がい者にとって、更生の支援を得ることは人生の質 (QOL) を高めることであり、福祉の役割が発揮されることになる。

こうした背景を踏まえ、「触法・被疑者」となった知的障がい者に対して、「司法」と「福祉」が連携し、福祉的な支援の可能性を探る「地域社会内訓練事業」を実施することとなった。

B. 研究方法

平成 22 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」モデル的実践と分析

平成 23 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」の継続実施と仕組み作り

1. 「地域社会内訓練事業」の全体像

「地域社会内訓練事業」は、保護観察付執行猶予や起訴猶予等の判決を受けた障がい者を、刑事施設ではなく福祉事業所で受け入れ、再犯防止や更生自立のために障がい特性に合わせた更生支援を行うモデル事業である。

「地域社会内訓練事業」は実際の更生支援を行う「地域社会内訓練事業所」と共に、「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」という 3 つの委員会を設けている。その理由としては、同事

業が一定期間対象者の身柄を拘束する形になることから、訓練の始まりから終わりにかけて、その必要性や期間、内容、効果等を検討する必要性が出てきたためである。

具体的には、「判定委員会」では矯正施設ではなく事業の必要性や妥当性、「検証委員会」では事業の効果（有効性）について、「更生プログラム開発委員会」では更生プログラム内容を検討し、「犯罪」に対して特別な支援・教育を専門的に実施しモデル的役割を果たすことを目指している。

「判定委員会」「検証委員会」は長崎県で、「更生プログラム開発委員会」は、全国4か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で実施した。

本稿ではその中で、「地域社会内訓練事業所」を配置し、「判定委員会」「検証委員会」、そして「更生プログラム開発委員会」という一連の流れを実施した、長崎県での実践について詳述する。以下「地域社会内訓練事業」及び「地域社会内訓練事業所」とは、長崎県での取り組みを指す。

2. 「地域社会内訓練事業」の流れ

本事業の流れと各委員会の位置づけをしめたいものが図1である。公判中に依頼があるモデル1と、判決・処分決定後に依頼があるモデル2、触法・被疑者段階で依頼を受けるモデル3という3つのモデルを設けた。

対象者に対する相談受付は長崎県地域生活定着支援センターが行う。「判定委員会」では同訓練の妥当性、適否を判断し、“適当”と判断された場合は裁判所と担当弁護士に意見書を提出する。この際「地域社会内訓練事業所」の更生支援計画書を併せて提出することもある。

試行猶予判定が認められると「地域社会内訓練事業所」で受け入れる。「更生プログラム開発委員会」にてプログラムの検討を行いながら、更生支援計画書に基づいて訓練を実施していく。

さらに6か月毎に「検証委員会」を開催し、訓練の期間とプログラムの効果（有効性）を検証し、事業所への助言・指導を行う。また訓練の終了判定も実施する。終了判定が出た者は福祉サービスに移行していくことになる。

3. 「地域社会内訓練事業」の対象者

本事業の実施にあたっては、対象者を以下の様に

定めた。

- ① 被疑者、被告人で刑の執行を猶予された、又は保護観察のついた人
- ② 知的障害を中心に10代～40代の者

「知的障害を中心に10代～40代の者」としたのは、更生支援を実施する「地域社会内訓練事業所」の対象者と「訓練」に重点をおいたためである。長崎県での受け入れは表1の通りである。

4. 「地域社会内訓練事業所」について

「地域社会内訓練事業所」を設けた、社会福祉法人南高愛隣会（通称：コロニー雲仙）は、長崎県雲仙市に拠点を置く社会福祉法人である。長崎県全域で54の事業所を設置し、約2,000人の利用者を支援している（平成23年10月現在）。入所施設を解体し、地域に送り出していく中で出来た問題の一つが、地域の中で反社会的行動を行い、地域の中での生活を続けていくことが出来なくなってしまった人への福祉サービスである。

平成19年より「社会的ルールの逸脱」に対する「再訓練事業」を実施していた、自立訓練（生活訓練）事業所「トレーニングセンターあいりん」（以下「あいりん」）、共同生活援助・共同生活介護事業所「グループホーム・ケアホーム群さつき」を、「地域社会内訓練事業所」とした。

自立訓練（生活訓練）事業、共同生活援助・共同生活介護は共に障害者自立支援法に基づく福祉事業である。

自立訓練（生活訓練）は、日中（昼間）の活動を支援する福祉事業で、「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、2年間（長期入院等の事由のある場合は3年間）にわたり生活能力の維持・向上のために必要な支援・訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う」ことを目的としている。

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、生活（夜間）の活動を支援する福祉事業で、「利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において」、介護が必要でない比較的障害の軽い人を対象とした共同生活援助（グ

ループホーム)では「相談その他日常生活上の援助」を、介護の必要な障害の重い人を対象とした共同生活援助(ケアホーム)では「入浴・排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援」を行うことを目指している。共同生活援助、共同生活介護事業においては有期限となっていないが、本事業においては「被疑者・被告人」を対象者としているため、有期限での利用とした。

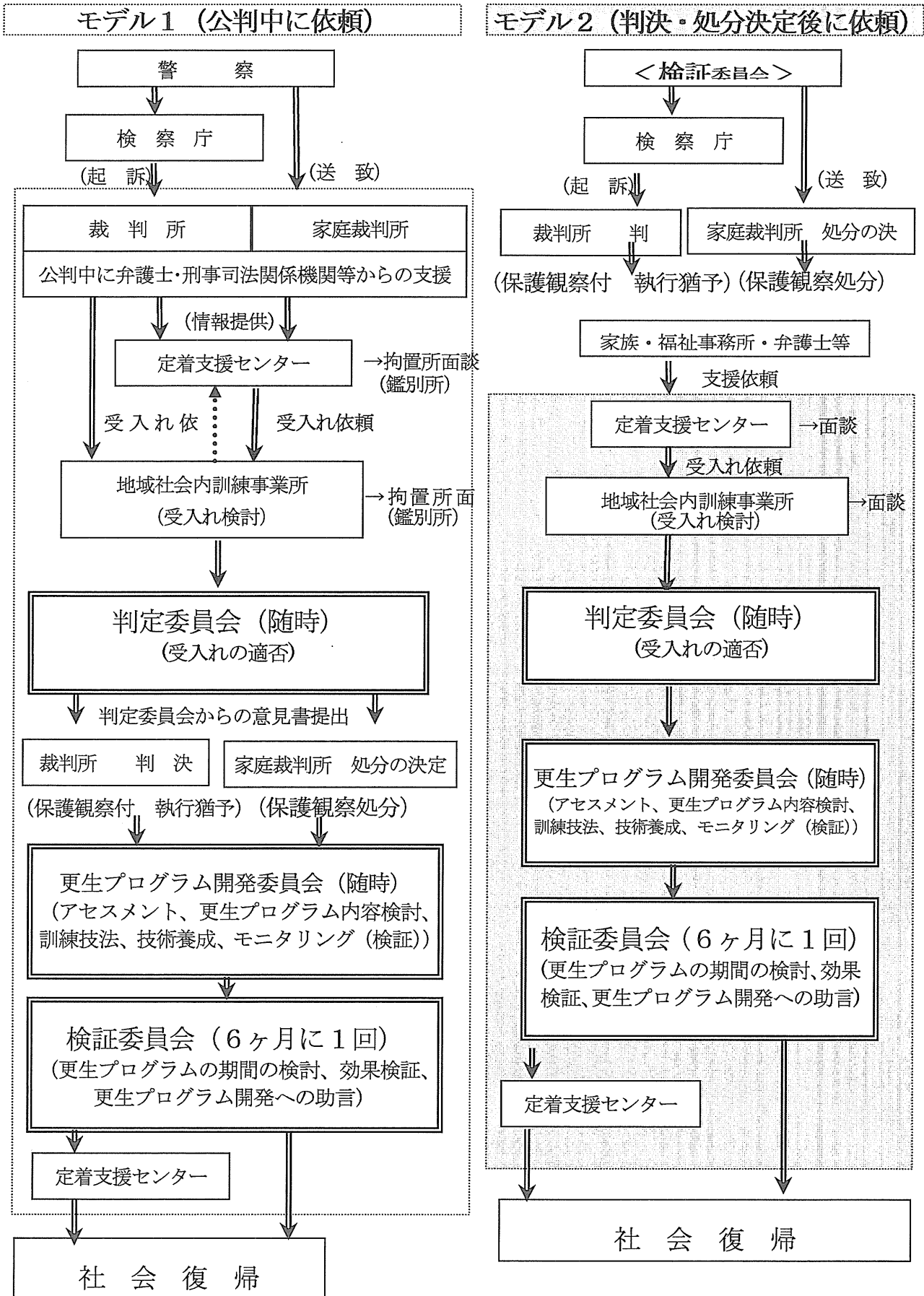
この2つの事業を一体的に実施することで24時間の支援が可能になった。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者(以下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

図1 「地域社会内訓練事業」の流れ イメージ図



モデル3 (触法・被疑者段階で依頼)

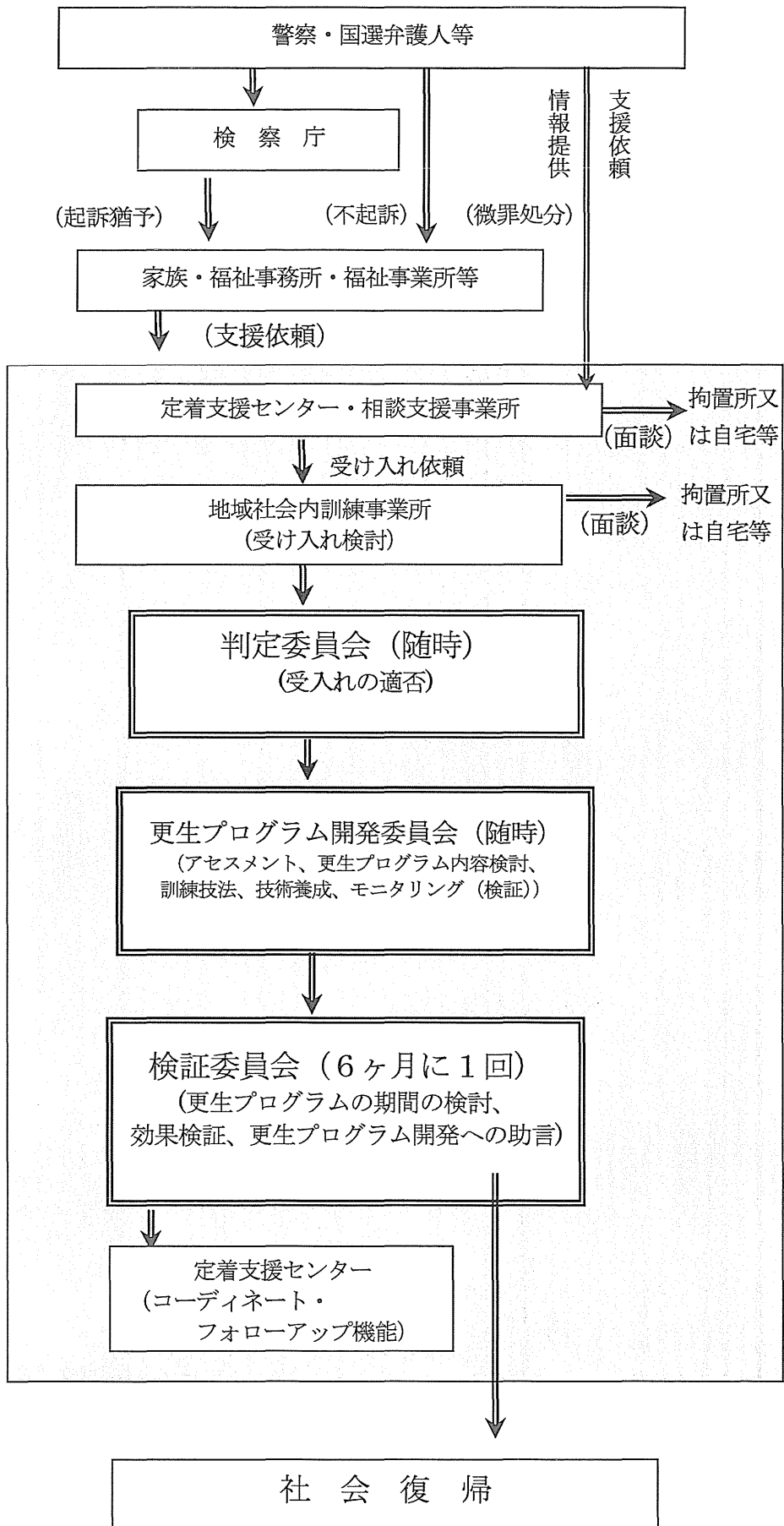


表1 長崎県における「地域社会内訓練事業」対象者一覧

	モデル1 (公判中に依頼)								モデル2 (判決処分決定後に依頼)					
	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	H氏	I氏	J氏	K氏	L氏	M氏	N氏
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	女性	男性
年齢	50代	30代	30代	30代	20代	60代	30代	30代	20代	30代	20代	10代	40代	60代
障害種別	知的障害	広汎性発達障害	精神疾患あり	精神疾患の疑い	発達障害	身体障害(ろうあ) 知的障害の疑い	精神疾患あり	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害 広汎性発達障害	知的障害	知的障害 ADHD	知的障害 自閉症
罪名	強制わいせつ	窃盗	道路交通法違反	傷害、大麻所持	窃盗	窃盗	現住建造物放火	建造物侵入・窃盗	建造物侵入・窃盗	放火	強制わいせつ未遂	家宅侵入・窃盗	暴行	特殊開錠用具の所持
刑期 (_ が確定した刑期)	懲役1年10月 執行猶予3年	【第1審】 実刑(懲役6月) ↓ 【第2審】 懲役10月保護観察付執行猶予4年	懲役1年2月 執行猶予3年	執行猶予	【第1審】 懲役1年 ↓ 【控訴審】 控訴棄却	【第1審】 実刑(懲役1年) ↓ 【第2審】 懲役10月執行猶予5年保護観察付	懲役3年執行猶予5年保護観察付	懲役1年2月保護観察付執行猶予4年	保護観察	懲役3年保護観察付執行猶予4年	懲役1年6月 執行猶予4年	保護観察	懲役6月 執行猶予3年	満期出所
「判定員会」の関与	・ 確約書(地域社会内訓練事業所)	【第1審】 確約書(定着支援センター)提出 【第2審】 意見書提出	・ 意見書、確約書(地域社会内訓練事業所、定着支援センター)提出	検討の結果「非該当」	【第1審】 確約書(定着支援センター)提出	【控訴審】 確約書(地域社会内訓練事業所、定着支援センター)提出	検討の結果「非該当」	・ 意見書、確約書(地域社会内訓練事業所)、確約書(定着支援センター)提出	/	/	/	/	/	/
「検証委員会」の開催	1回 ・ 初回面接	2回 ・ 初回面接 ・ 中間評価	/	/	/	/	/	1回 ・ 初回面接	2回 ・ 初回面接 ・ 中間評価	3回 ・ 初回面接 ・ 中間評価 ・ 終了評価	1回 ・ 初回評価	2回 ・ 初回評価 ・ 中間評価	0回	0回
移行先	地域社会内訓練事業所	地域社会内訓練事業所	利用拒否	支援対象外(ダルク)	/	指定更生保護施設「雲仙・虹」	支援対象外(指定更生保護施設「雲仙・虹」で受け入れ医療との連携で支援)	地域社会内訓練事業所	/	/	/	/	/	/
現状	地域社会内訓練事業所利用中	地域社会内訓練事業所利用中	/	/	/	/	/	地域社会内訓練事業所利用中	地域社会内訓練事業所利用中	他法人にて支援(移行)	地域社会内訓練事業所利用中	地域社会内訓練事業所利用中	他法人にて支援(移行)	再犯により実刑(H24.8.まで)

※ 「地域社会内訓練事業所」利用者

C. 研究結果

A. 「判定委員会」について

(1) 「判定委員会」の概要

「判定委員会」は弁護士等から相談が寄せられた知的障がい者について、①「地域社会内訓練事業」による更生支援の必要性、②前述の本事業の基準に基づき「地域社会内訓練事業」の対象者として妥当性を協議する。③該当者へは「意見書」を作成し弁護士を通して裁判所へ提出するのが大きな役割となる。「判決前調査制度」の役割を担うことになる。

長崎県でのみ実施した。

【構成】

- ◎ 委員長 長崎県弁護士会副会長
- 副委員長 長崎県地域生活定着支援センター所長
- 委員 弁護士
精神科医師
長崎こども女性障害者支援センター
「地域社会内訓練事業所」 所長
研究分担者
- (助言者) 長崎保護観察所

※ 事案によっては担当弁護士も部分同席

【判定委員会の流れ】

「判定委員会」の支援においては、「被疑者段階」と「被告人段階」に分かれる。つまり、「逮捕・勾留中（留置所）」と「起訴・勾留中（拘置所）」からの支援依頼の2通りである。

「判定委員会」の支援の流れ、フローチャート、判定スキームについては、図2～3にまとめた。

【判定委員会の役割】

「地域社会内訓練事業所」は、障害者自立支援法の枠内で施行されている。「契約」を結んでの利用になるが、これまで福祉と関わりのなかった被疑者等の中には、契約に馴染まない障害者がいるのではないかと推測された。同事業所での更生支援が円滑に実施されるためには、自己抑制等を促す公権力行使の範囲であることが効果的であると考えられる。従って、委員会としては「保護観察付執行猶予」を求めることになる。

また、「意見書」と共に、「地域社会内訓練事業所」が作成したアセスメントと更生支援計画を裁判所へ証拠資料として提出した。公判では更生支援計画の

作成者が情状商人として法廷で証言し、矯正施設ではなく福祉による更生支援を訴えた。

(2) 「判定委員会」の事業結果。

平成22年6月に「判定委員会」を設置し、計10回の委員会を開催し、支援対象の可否並びに支援方針等に係る協議を行った。

これまでに判定委員会で諮った対象者（起訴勾留段階）は8名いる。

そのうち実刑ではなく「保護観察付執行猶予」「執行猶予」の判決を得たものは6名いる。内2名は第一審で実刑判決を受けた後、指定更生保護施設「雲仙・虹」で任意保護し、そこでの更生支援計画が認められ「保護観察付執行猶予」となった。その内の一人であるF氏は聾啞者で、過去19回の受刑歴があり、今回判定委員会が関わって初めて知的障がい判明した事案である。

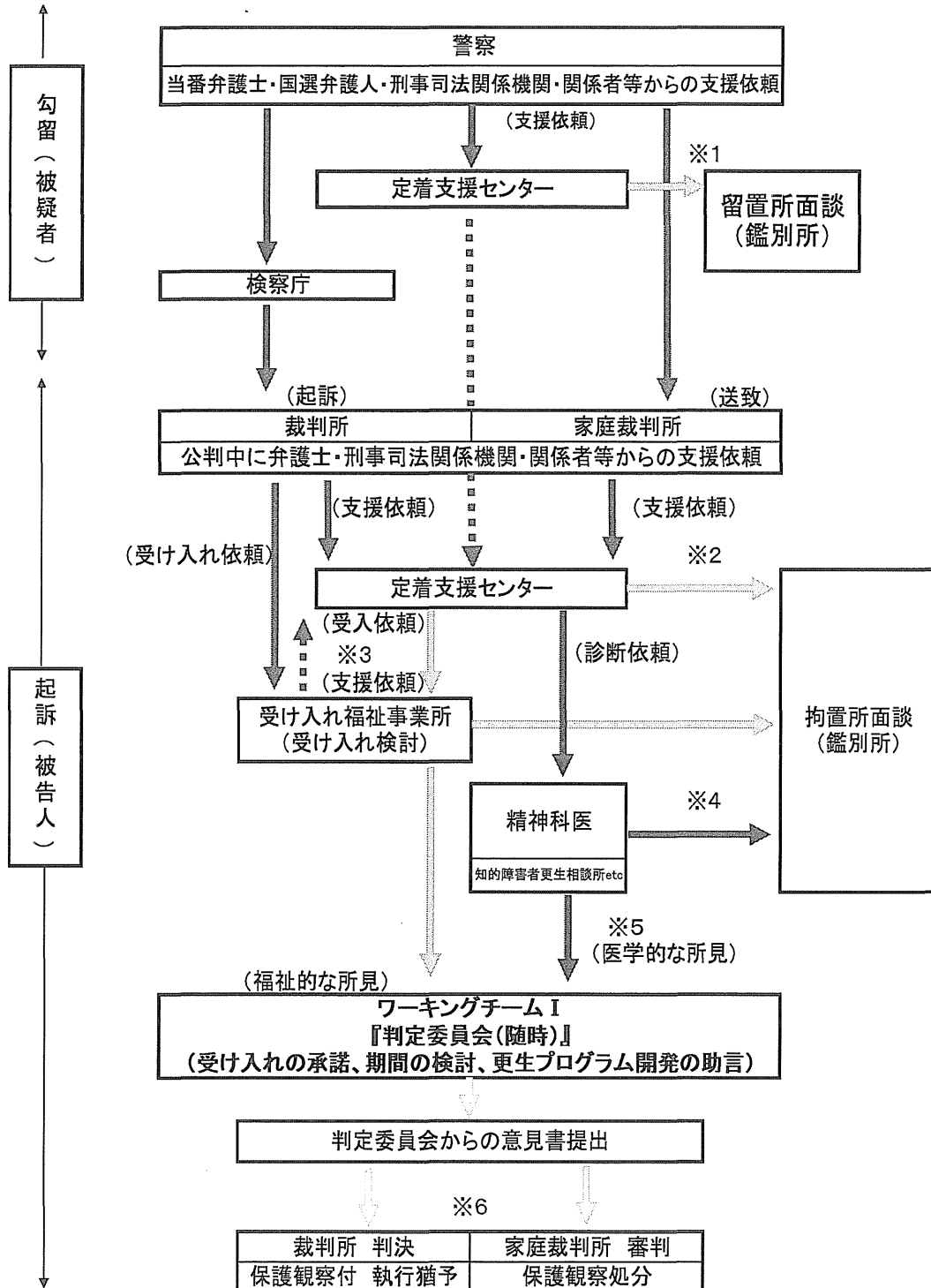
その中で執行猶予の判決後「地域社会内訓練事業所」へつないだのは3名いる。「雲仙・虹」で任意保護したのが2名、「判定委員会」が支援に乗り出したにも関わらず、執行猶予の判決後、「地域社会内訓練事業所」の利用を拒否した者が1名いる。

その他2名は、「判定委員会」にて障がいの特性（精神医療）又は罪名（覚せい剤）により、「地域社会内訓練事業」の支援対象とならず、その後担当弁護士と定着支援センターが協働し、対象者に即応した他の社会資源（受け皿）へ調整し、執行猶予につなげた事案である。そのうちの1名（放火）が「判定委員会」では初めての裁判員裁判となった。

また、弁護士からの支援依頼後、時間的猶予がなく判定委員会に諮ることができなかった事案も複数あり、実刑となったケースもあった。総じて、この種の事案については「時間がない」「慣例・定型化」といった印象を強くした。また、このほかに、拘置所等での対象者との最初の面談で、本人が福祉的支援を拒否する（希望しない）事案も複数あり、自身の障がい認知又は現行上の仕組み的な限界等、根本的な課題も浮き出てきた。

対象者の詳細及びその経緯については表2の通りである。

図2 「地域社会内訓練事業」への流れ イメージ図



※1…弁護人の立会いにより一定時間以上の面談(接見)が可能となり、最初の「アセスメント(本人からの聞き取り・意向確認)」となる。
 ※2…※1同様に可能。「地域社会内訓練事業所」同伴により、初期状態の把握(アセスメント)にもつとめる。
 ※3…公判中、弁護人等から直接受け入れ福祉事業所に支援依頼があっても、地域生活定着支援センター経由での受け入れを原則とする。中立・公平な相談機関として本人に関わっていく。
 ※4…弁護人の立会いがあれば外部精神科医の面談(接見)及び診断が可能。この段階で円滑に福祉につなげるための療育手帳等の判定を実施する。(精神科医・知的障害者更生相談所)ただし、留意することとして、この診断等は裁判に使用するものではなく、あくまで福祉支援の調整(手立て)の範囲の中で実施できるものである。
 ※5…診断等の結果を判定委員会に報告し、判定の材料とする。ただし、書面での提出が目的外使用で無理な場合は、口頭報告を依頼する。(精神科医・知的障害者更生相談所等)
 ※6…「判定委員会」の協議結果を意見書としてまとめ、それに地域生活定着支援センター及び受け入れ福祉事業所の「確約書」等を添付し、委員長精査、承認後、裁判所又は弁護人(国選、私選)に提出する。必要であれば、受け入れ福祉事業所が公判時の情状証人として出廷し、受け入れを確約する。